

自分の良心に従って —三淵嘉子と原爆裁判—

(株)日本設備工業新聞社
代表取締役社長 高倉克也

女学校の友人に法律を学びたいと打ち明けた。すると驚きの表情で変人と見做され、敬遠され、怖がられた。教師や親族にも「お嫁に行けない」と猛反対される。それでも諦めなかった。

NHK連続テレビ小説『虎に翼』で主人公・猪爪寅子のモデルとなった三淵嘉子(1914—1984)は日本初の女性弁護士、女性判事、家庭裁判所所長となる。男女差別が当然とされた時代に悪戦苦闘しながら自立する女性として懸命に生きた。

裁判は法律以外のいかなるものにも左右されないことを信条としていた。同時に法律の解釈には自己の人間性が如実に反映される。後世に語り継がれる歴史的な裁判で彼女の真価が試された。

日陰の道から大人の教室へ

嘉子は武藤貞雄・ノブ夫婦の長女としてシンガポールで生まれた。貞雄は東京帝国大学法科大学卒業後、台湾銀行に入学し、シンガポール支店に勤務していた。シンガポールの漢字表記のひとつである新嘉坡から嘉子と名づけられた。

帰国後、東京府青山師範学校附属小学校を経て東京女子高等師範学校附属高等女学校(お茶の水女子大学付属高校)を卒業する。幼い頃から活発で聡明で4人の弟たちから頼りにされた。

進歩的な考えを持つ父から「普通のお嫁さんになる女にはなるな。男と同じように政治でも経済でも理解できるようになれ」と言われた。嘉子は

「当時としては非常に民主的な思想を持った父のおかげで、そのアドバイスで法律を学ぼうと決心した」と述懐している。母は泣きながら引き止めたものの、のちに全面的に支援していく。周囲の反応はきわめて冷たかった。女学校では友人たちから「何という変わり者かという表情で『こわいなあ』と言われるのにはこちらが参ってしまった」。教師や親戚にもきびしく叱られ「何か日陰の道を歩いているような口惜しさを覚えずにはいられなかった」と告白している。

それまで成人男子に限られていた弁護士資格が1933年に改正され、ようやく女性にも門戸が開かれた。嘉子は東京で唯一法律を学べる明治大学専門部女子部法科に入学する。

教室は「女性解放の意気に燃える女闘士やら、私のように世間知らずの女学生など年齢も10歳代から40歳を超える女性まで誠にバラエティに富んでいた。ともかく普通的女子学校にはない厳しい、しかも大人の雰囲気があった」。卒業後、明治大学法学部に進学する。「女子学生の中には優秀な人が多く、また勉強も真剣であったから、成績に関して本家の男子学生を凌ぐものがあり、明大



三淵嘉子

の男子学生にとって女子学生の存在は競争刺激剤としての存在意味があった」という。

とはいえ勉強ばかりしていたわけではない。女子の学友たちと神田の駿河台下を散策してみつ豆を食べたり、プールで泳いだり、書店めぐりなどをして学生生活を楽しんでいた。

被爆者の訴えに最後まで

学業は優秀で1938年に首席で卒業し、高等文官試験司法科に合格する。新聞のインタビューで「もし弁護士になるに致しましても職業として立っていくというよりは、ひたすら不幸な方々のご相談相手として少しでもお力になりたいと思っております」「私の望みはたとえ何の道を歩むに致しましても、それぞれの道に応じて世のため、人のため自己の最善を尽くしたいと思うのみでございます」と答えている。1940年、第二東京弁護士会に弁護士登録をして明大同窓の中田正子、久米愛と共に史上初の女性弁護士となった。

太平洋戦争が勃発する1941年、父の親友の甥で武藤家の書生をしていた和田芳夫と結婚する。国が戦争をしているのに国民が私的な争いごとでお上を煩わすとは何事かという風潮で次第に事件が減少した。2年後に長男を出産し、家事や育児もあって弁護士業は開店休業の状態となる。1944年、長弟・一郎が妻子を残して戦死した。

翌年、東京大空襲で家を焼かれ、福島県に疎開する。広島と長崎への原爆投下によって8月15日、日本は無条件降伏した。夫の芳夫は召集先の中国で発病し、終戦後に長崎の陸軍病院で戦病死した。これをきっかけに嘉子は裁判官への採用を司法省に申し入れ、最高裁家庭局事務官などを経て1952年、名古屋地方裁判所で全国初の女性判事となる。4年後、初代最高裁長官・三淵忠彦の長男で判事を務める三淵乾太郎と再婚した。

東京地裁の判事に就任した嘉子は広島と長崎の被爆者が原爆被害の責任と賠償を訴えた裁判に携わる。8年かかった原爆裁判をただひとり最後まで担当した。戦勝国アメリカによる原爆投下の国際法上の是非を問う重大事案となった。

1963年12月7日の結審で裁判長は古関敏正、右陪席は嘉子、左陪席は高桑昭が務めた。原爆投

下が違法か否かの判断を示さないという選択肢もあった。だが3人で徹底的に合議し、結論を出す。判決は国際法学者の鑑定に基づいて個人に国際法上の賠償請求は認められていないと棄却する一方、世界で初めて原爆投下は国際法違反と断定した。

何ものにも強制されない

判決では原爆投下が非軍事目標・非戦闘員にも被害をもたらした無差別性、戦後も続く放射線汚染の残虐性を指摘したうえで異例の所感が述べられた。「国家は自らの権限と責任において開始した戦争により、多くの人々を死に導き、障害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。それは立法院及び内閣の責務である。本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられない」と被爆者の救済を国に迫った。しかし政府は沈黙し、原爆が第2次世界大戦を終結させたと主張するアメリカは露骨に不快感を示した。

戦争責任を追及する渾身の判決は将来にわたって原水爆禁止運動などに多大な影響を及ぼしていく。司法の独立性を重視する嘉子は「裁判官は自分の良心に従って正しいと信じる裁判を下すのであって、法律のほか何ものにも強制されることはありません」と書き残している。

東京家庭裁判所に異動すると5000人を超える少年少女の審判を担当した。新潟家庭裁判所では女性初の所長に任命され、その後、浦和家裁、横浜家裁の所長を務めて1979年に定年退官した。「家裁は人間を取り扱うところで、事件を扱うところではない」「家裁の裁判官は社会の中に入っていく必要がある」と語っていた嘉子は審判の際、人間味あふれる説論を行い、問題を起こした少年少女や保護者は涙を流して聴いていたという。

退官後は弁護士に戻り、日本婦人法律家協会の会長や労働省男女平等問題専門家会議の座長などを務めた。晩年は骨肉腫を患い69歳で逝去する。嘉子は生前、原爆裁判についてほとんど語っていない。だが退官後は街頭に出て人知れず核兵器禁止の署名活動に参加していた。